

令和 2 年第 2 回定例議会議案質疑議事録抜粋（令和 2 年 6 月 11 日）

中津市議会議員 大塚 正俊

議題 49 号 令和 2 年度中津市一般会計補正予算(第 2 号)

ページ	質問内容	答弁
21-22	<p>①商業振興費（商業振興事業費の負担金補助及び交付金）の<u>中小企業者等事業継続支援金</u>の事業内容と目的、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期待される効果、 ・ 補助対象者、 ・ 中小企業等とは、 ・ 市内居住要件、 ・ 補助対象者数の見込みとその根拠、 ・ 1 店舗当たりか 1 事業者当たりか、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少し資金繰りが苦しくなっている中小企業者等の事業活動を支援するため、市内の自己所有物件で事業を営む事業者に対し、一律 10 万円の支援金を交付するものです。 ・ 売上が減少した事業者に対し、店舗、事務所等の維持費の負担を軽減することで、事業活動の継続が図られます。 ・ 補助対象者は、中津市内に本社、本店その他事業拠点、事業所を有し、自己所有物件で事業を営んでいる中小企業者等のうち、原則として、令和 2 年 4 月から 6 月の期間のいずれかのひと月が前年同月比で 30%以上の売上高の減少がある方を対象としています。 ・ 中小企業等とは、中小企業基本法で定められた中小企業者としています。例えば、サービス業については、資本金が 5,000 万円以下、または従業員数が 100 人以下、小規模事業者は従業員数が 5 人以下を中小企業者の範囲としています。 ・ 市内居住は必要ではなく、市内で事業を営んでいることを要件としています。 ・ 補助対象者数の見込みは、平成 26 年度の経済センサス基礎調査による市内 4,354 事業者を元に、東京商工リサーチが全国を対象に行った調査結果により、令和 2 年 3 月、4 月に 30%以上売上が減少した事業所の割合を参考に、補助対象者数を 700 件と見込んでいます。 ・ 支援金は 1 事業者当たり 10 万円で

	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な書類は、 ・売上げ 30%以上減少の対象期間とそれを証明する書類や様式は、 ・前年比などが比較できない開業間もない事業者への対応は、 ・一律 10 万円の設定根拠、 ・売上げの減少が長期化した場合の追加支援は、 ・申請受付開始日は、 ・受理から何日後に振り込みか、 ②飲食店等感染防止対策補助金の事業内容と目的、 	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要な書類は、補助金交付申請書に、主に次の3つの書類を添付して提出していただきます。 1つ目は、市内で事業を営んでいることが確認できる書類、2つ目は、前年との売上高の減少率が確認できる書類、3つ目は、自己所有物件であることが確認できる書類。以上の書類で補助対象要件を確認します。 ・売上 30%以上減少の対象期間は、原則として、令和2年4月から6月の期間のいずれかのひと月です。 証明する書類や様式ですが、売上減少を確認できる書類として、売上台帳、または前年度の確定申告書の写しなどで確認します。 ・前年比などが比較できない開業間もない事業者については、国のセーフティネット保証の認定が、創業後3か月以上を対象としているため、この認定方法を準用するなど、柔軟な対応を取りたいと考えています。 ・中津市の賃料補助金とのバランスや、他市町村の状況も参考にし、総合的に判断して設定しました。 ・情勢等を十分見極めていきたいと考えています。 ・申請受付開始日は、申請に必要な書類などを、市のHPや市報等で幅広く市民にお知らせしますので、7月上旬からの受付開始を予定しています。 ・受理から振り込みまでは、申請に必要な書類が全て整っている場合で、最短で10日での振り込みを見込んでいます。 ・5月27日に発表した「なかつ励まし・支えあい宣言」にもありますように、まずは、行政や市民が協力して感染防止に努めるとともに、地域経済の再活性化を
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期待される効果、 ・ 補助対象者、 ・ 市内居住要件、 ・ 1店舗当たりか1事業者当たりか、 ・ 補助対象者数の見込みとその根拠、 ・ 補助対象となる経費、 ・ 申請手続きの方法と受付開始日は、 ・ 申請に必要な書類と支払いの方法は、 	<p>図ることが大変重要です。</p> <p>この宣言を具現化するため、市内の飲食店が事業を継続するにあたり、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じた場合に、その経費に対し補助を行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の感染防止対策にかかる経費を補助することにより、市内の新型コロナ感染拡大を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少した飲食店等の事業活動の継続が図られます。 ・ 補助対象者は、中津市内で飲食店等を営む方です。 ・ 市内居住は必要ではなく、市内で事業を営んでいることを要件としています。 ・ 1事業者あたり上限6万円ですが、複数店舗で事業を行っている場合は、上限を12万円とします。 ・ 補助対象者数は、平成28年経済センサス活動調査の結果から550件と見込んでいます。 ・ 感染防止に対する経費全般です。具体的には、マスク、消毒液、飛沫防止ガード等を想定しています。 ・ 手続き方法は、申請書及び必要書類を、感染防止のため郵送提出していただきます。受付開始日は、申請に必要な書類などを、市のHPや市報等で幅広く市民にお知らせしますので、7月上旬からの受付開始を予定しています。 ・ 申請に必要な書類は、補助金交付申請書に、主に次の3つの書類を添付して提出していただきます。 1つ目は、市内で飲食業を営んでいることが確認できる書類、2つ目は、感染防止対策にかかった経費の領収証、3つ目は、感染防止対策を行ったことが確認できる写真。以上の書類で補助対象要件を
--	--	---

	<p>・申請書受理から何日後に振り込みか、</p> <p>③プレミアム付商品券事業補助金の事業内容と目的、</p> <p>・期待される効果、</p> <p>・これまでの商品券事業の検証結果は、</p> <p>・発行額 12 億円と 1 世帯 10 万円の設定根拠、</p>	<p>確認します。</p> <p>・受理から振り込みまでは、申請に必要な書類が全て整っている場合で、最短で 10 日での振り込みを見込んでいます。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた市内事業所を支援するとともに、停滞している消費活動の活性化や地域経済の復興を目的として「中津市プレミアム商品券」を発行するものです。</p> <p>商品券は 12,000 円分を 1 冊にして 10,000 円で販売する予定です。発行予定数は 100,000 冊です。</p> <p>・発行する 12 億円分が市内事業者、特に市内に本店を置く中小企業・小規模事業者、飲食店などに消費還元され、消費の落ち込んだ地元経済の活性化が図られます。</p> <p>・平成 21 年以降、5 回にわたり商品券の発行に取り組んでおり、それぞれ目的や、付与するプレミア率、発行額等は異なります。</p> <p>例えば、平成 27 年度においては、「中津市合併 10 周年記念 地域消費・喚起プレミアム商品券」として、総額 9 億 6 千万円分を発行し完売しております。</p> <p>使用状況については、市内大型店で約 23%、中小店で約 77% が使用されており、登録店舗に対して行ったアンケートにおいても、「売上の増加」「来店者の増加」「新規顧客の獲得」ができたと回答した事業所が多くみられました。</p> <p>このような状況から、商品券の発行により、地域経済の活性化という目的を達成できたものと考えています。</p> <p>・中津市内約 4 万世帯に商品券が広く行き渡るよう、発行額 12 億円と 1 世帯あたりの上限を 10 万円と設定しました。</p>
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券の購入場所、 ・事業者等の換金手数料、 ・随時換金可能か、 ・換金に係る日数、 ④商品券販売事務委託料の積算根拠、 ・委託料は精算払いか、 	<ul style="list-style-type: none"> ・中津商工会議所、中津市しもげ商工会本所及び支所です。 ・換金手数料はかかりません。 ・換金は随時可能です。換金受付期間は、令和2年7月15日(水)～令和3年3月15日(月)の17:00までとしております。 ただし、土、日、祝日及び夏季休暇中(8月13日～8月16日)、年末年始(12月30日～1月3日)を除きます。 ・各取扱店がプレミアム商品券取扱店登録申請書に記載した指定口座に、委託先である中津商工会議所が振込みをします。 毎月15日と月末に締め、15日に締めたものは当月25日払い、月末に締めたものは翌月10日払いです。ただし、振込み日が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日が振り込み日となります。 換金にかかる日数は、各取扱店が換金手続きを行った日によって異なりますが、最短で10日、最長で25日となります。 ・商品券印刷、広告宣伝費、通信運搬費、警備委託、振込手数料、消耗品費等を積算した直接経費に、人件費を加算して予算計上しております。 ・商品券印刷や広報宣伝等に多額の経費を必要とするため、早急に委託契約を行い、委託料を概算で支払う予定にしています。
2回目	①市の中小企業者等事業継続支援金と大分県中小企業小規模事業者応援金の補助金との調整は、	・県が創設した「中小企業・小規模事業者応援金給付事業」については、新型コロナウイルス関連の制度資金等に融資を受けたことを条件にする等、補助対象や要件も異なり、調整もできないこと

<p>・国の持続化給付金や家賃支援給付金とこの継続支援金の補助対象者の違いは、</p> <p>・店舗の家賃が41,250円未満の場合、市の中小企業等賃料補助金が10万円を下回るがこの継続支援金を選択できないか、</p> <p>・予算額を上回った場合の対応は、</p> <p>②飲食店等感染防止対策補助金と中小企業者等事業継続支援金も含めた</p>	<p>から、それぞれの交付要綱に則って申請していただきたいと考えています。</p> <p>・国の持続化給付金の対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者で、資本金の額または出資の総額が10億円以下、または常時使用する従業員数が2,000人以下とされています。</p> <p>また、国の家賃支援給付金の対象者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、令和2年5月から12月において、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少、あるいは連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少したものとされています。</p> <p>なお、継続支援金の補助対象者は、中津市内に本社、本店その他事業拠点、事業所を有し、自己所有物件で事業を営んでいる中小企業者等のうち、原則として、令和2年4月から6月の期間のいずれかのひと月が前年同月比で30%以上の売上高の減少がある方を対象としています。</p> <p>それぞれ条件は異なりますが、例えば、国の持続化給付金の対象者が、この支援金の対象者となることも十分考えられます。</p> <p>・この事業は、自己所有物件で事業を行っている事業者への支援のため、賃貸物件で事業を行っている事業者は対象となりません。</p> <p>・現時点では、700件程度の申請を想定していますが、対象者が700件を超えても、補助対象としたいと考えています。</p> <p>・新型コロナウイルスの感染防止対策として、原則、郵送提出とします。ただし、</p>
---	---

	<p>臨時受付窓口の設置は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店の定義は、 ・ 飲食を伴う宿泊業は対象か、 ・ 予算額を上回った場合の対応は、 <p>③ <u>プレミアム付商品券事業補助金事業</u>で、換金に要する日数の短縮は検討されたのか、2億円を原資に各世帯5000円の商品券配布や先払い商品券は検討されたのか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品券が余った場合の対処、 	<p>郵送によることができない場合もあるため、現在、賃料補助や利子補給のために設置している臨時受付窓口を併用するなど、きめ細やかに対応していきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内店舗において、食品衛生法による「飲食店営業」または「喫茶店営業」の許可を受け、当該店内において飲食を提供している事業所です。 ・ 食品衛生法による飲食店または喫茶店の営業許可を受けており、感染防止対策を講じていれば、宿泊業も対象となり得ます。 ・ 現時点では、550件程度の申請を想定していますが、対象者が550件を超えても、補助対象としたいと考えています。 ・ 検討の結果、プレミアム商品券およびプレミアムなしの「なかつ支え合い商品券」の2種類の商品券発行といたしました。 ・ 販売額が額面に達しない場合は、2回目の販売を行い、完売を目指します。
3回目	<p>① <u>県の大分県中小企業小規模事業者</u> 応援金は、融資を受けていない事業者は補助対象外となっているが、<u>市の中小企業者等事業継続支援金</u>として、県の補助金対象外の融資を受けていない自己所有事業者に対して、法人30万円（個人15万円）を加算することは検討したのか。</p>	<p>・ 県の応援金は、新型コロナウイルスの影響を受ける中、融資を活用しながら、事業継続や雇用維持、新しい生活様式への対応等に取り組む事業者に対し、用途を限定しない応援金を給付するものです。市の本補助金とは主旨も異なりますので、上乘せは考えていません。</p>

議題 59 号 中津市立中津市民病院及び小児救急センター使用料及び手数料条例の一部改正について

ページ	質問内容	答弁
26-27	<p>①選定療養費（紹介状なしの受診）の 現行の金額、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選定療養費の徴収を始めた時期、 ・ 地方自治法第 228 条分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。と規定されているが現行の徴収の根拠条例、 ・ 条例・規則で規定していない病院で徴収している使用料及び手数料は他にはないのか、 ・ 今回の選定療養費の徴収額の設定根拠、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての診療科で税込 1,650 円となっています。 ・ 選定療養費につきましては、国立病院の時から徴収していたもので、中津市へ移譲された後も徴収を行ってきました。 ・ 選定療養費は、「初期の治療は地域のかかりつけ医であるクリニックや診療所で、高度・専門治療は二次医療機関で行う」という医療機関相互の役割分担及び業務連携の推進を図る目的に徴収するものです。 <p>現行の使用料条例に基づき患者から徴収する額は、健康保険法に基づき、厚生労働大臣が定める診療報酬の一部に相当する額となっています。</p> <p>また、保険医療養担当規則に基づいた厚生労働省通知の中では、初診に係る選定療養費については、「初診料を算定する初診に相当する療養部分について、その費用を患者から徴収することができる」及び「当該費用は、初診料に相当する療養に要するものとして妥当と認められるものである」となっていることから、当院では診療報酬の一部として徴収を行ってきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例・規則で規定していない使用料等はありません。 ・ 令和 2 年度の診療報酬改定で保険医療養担当規則が改正され、許可病床数 200 床以上の地域医療支援病院での選定療養費の徴収が義務化され、国が定める基準では、医科の初診時で 5,000 円以上、再診時で 2,500 円以上、歯科の初診時で 3,000 円以上、再診時で 1,500 円以上となっています。

	<p>②緩和ケアセンター面談料の設定根拠、</p> <p>・ 県下公立病院の料金は、</p>	<p>・ 緩和ケアセンター面談料とは、緩和ケアセンターへの入院の相談に係る料金です。</p> <p>金額については、保険診療の初診料が2,880円である事、また県内の多くの公的病院の面談料が3,300円のため、これに準じて設定しています。</p> <p>・ 県内で緩和ケア病棟のある公立病院はありませんが、公的病院では、概ね3,300円となっています。</p>
2回目	<p>①選定療養費は法的に必ず徴収しなければならないのか、</p> <p>②院内間転棟の場合、緩和ケアセンター面談料は徴収するのか、</p>	<p>・ 「初期の治療は地域のかかりつけ医であるクリニックや診療所で、高度・専門治療は二次医療機関で行う」という医療機関相互の役割分担及び業務連携の推進を図るため、200床以上の地域医療支援病院では、徴収が義務付けられました。</p> <p>ただし、救急搬送の患者、国の公費負担医療制度の受給対象者である生活保護受給者等については、『「やむを得ない事情がある場合」に該当するものとして徴収してはならない』とされているため、今後も選定療養費はいただきません。</p> <p>・ 昨年の4月から緩和ケアセンターを開設しましたが、開設時は市民病院内から転棟する患者のみを想定としていたため、面談料は設定していませんでした。</p> <p>県内での認知度が高まり、外部医療機関からの紹介患者が増えて来ております。また、面談あたっては、担当医師・看護師・社会福祉士等複数の職員が関わっていますが、診療報酬が設定されておらず、他の医療機関との均衡を図る観点からも新たに面談料を設定するものです。</p>

報告 10 号 経営状況の報告について（令和元年度中津市土地開発公社事業報告書）

ページ	質問内容	答弁
1-10	<p>①米山公園用地取得造成事業の土地利用計画の見直しの検討状況、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法の用途地域は、 ・用地取得年月日、 ・これまでに要した諸経費、支払利息の総額、 ・販売する場合の坪単価は <p>②永添公共用地取得事業の市が行う利活用の検討結果は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法の用途地域は、 ・用地取得年月日 ・これまでに要した諸経費、支払利息の総額、 ・用地を購入する際の地権者、地元等からの土地利用の制限は、 	<p>3月議会でご答弁させていただきましたが、公社が保有している米山公園用地は市より委託を受け、取得・保有をしております。土地利用計画につきましては、地域や関係課等と協議を行い、有効な土地利用の検討を行なっているところでもあります。新型コロナウイルス感染症の影響により、延期になっていました地域への協議等を現在進めているところでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法の用途地域は準工業地域 ・平成9年8月に用地取得を行いました。 ・用地取得後に発生した諸経費（草刈等の管理費）及び利息の合計額は、約108,000千円となっております。 ・販売単価につきましては、これまで要した諸経費を付加した単価となりますが、販売の目処が立っておりませんので、単価は決定しておりません。 <p>・永添公共用地の利活用の検討につきましても、地域や関係課等と協議を行い、有効な土地利用の検討を行なっているところでもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域は工業地域、 ・平成28年1月に用地取得を行い、現在は、国土交通省山国川河川事務所が実施している山国川の災害復旧工事の進捗を図るため、山国川の河川掘削土の搬入を本年度末まで行うこととなっております。 ・諸経費（草刈等の管理費）及び利息の合計額は、約2,460千円となっております。 ・土地購入時の地権者、地元等からの土地利用制限についてですが、地権者より周辺環境への配慮の要望はありました

		が、それ以外に具体的な制限はございません。
2回目	<p>①決算監査における業務執行状況に関する監事からの指摘事項は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年 150 万円の経費がかかっているが、いつまでに土地利用を決定するのか、 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度本決算監査において、監事に業務執行状況については、土地利用計画等について詳細に報告しており、その際の指摘事項はございません。 ・土地利用の決定時期については、市からの要請により、対応していきたいと考えています。